

久喜市議会
令和5年9月定例会議議案

議 案 目 録

議案第 13 号	令和 4 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 14 号	令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第 15 号	令和 4 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第 16 号	令和 4 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第 17 号	令和 4 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第 18 号	令和 4 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第 19 号	令和 4 年度久喜市水道事業会計決算認定について	8
議案第 20 号	令和 4 年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第 21 号	令和 4 年度久喜市下水道事業会計決算認定について	11
議案第 22 号	令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について	12
議案第 23 号	令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	13
議案第 24 号	令和 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	14
議案第 25 号	令和 5 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	15
議案第 26 号	令和 5 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	16
議案第 27 号	令和 5 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	17
議案第 28 号	令和 5 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	18

議案第 29 号	久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例	19
議案第 30 号	久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例	21
議案第 31 号	久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分について	23
議案第 32 号	北本地区衛生組合の規約の変更及び財産処分について	26
議案第 33 号	路線の認定について	29
報告第 9 号	継続費精算報告について	30
報告第 10 号	令和 4 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について	32
報告第 11 号	専決処分の報告について（久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例）	41
報告第 12 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	44
報告第 13 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	46
報告第 14 号	賃貸借契約の締結の報告について（久喜市本庁舎仮設会議室棟賃貸借）	48
報告第 15 号	債権の放棄について	49

議案第 13 号

令和 4 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 14 号

令和 4 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第15号

令和4年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第16号

令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 17 号

令和 4 年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第18号

令和4年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和4年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和3年度末残高	857,276,735	1,217,519,325	0	2,074,796,060
令和4年度変動額	△ 252,017,941	0	887,988,780	635,970,839
減債積立金取崩額	△ 252,017,941	0	252,017,941	0
建設改良積立金取崩額	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	635,970,839	635,970,839
令和4年度末残高	605,258,794	1,217,519,325	887,988,780	2,710,766,899
処分額	352,216,679	0	△ 887,988,780	△ 535,772,101
処分後残高	957,475,473	1,217,519,325	0	2,174,994,798

議案第19号

令和4年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第20号

令和4年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

令和4年度久喜市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金		
	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
令和3年度末残高	110,382,660	0	110,382,660
令和4年度変動額	△ 110,382,660	228,766,383	118,383,723
減債積立金取崩額	△ 110,382,660	110,382,660	0
当年度純利益	0	118,383,723	118,383,723
令和4年度末残高	0	228,766,383	228,766,383
処分額	118,383,723	△ 228,766,383	△ 110,382,660
処分後残高	118,383,723	0	118,383,723

議案第 2 1 号

令和 4 年度久喜市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度久喜市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 2 2 号

令和 5 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和5年度久喜市一般会計補正予算(第5号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 23 号

令和 5 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和5年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 24 号

令和 5 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和5年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第25号

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第26号

令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 27 号

令和 5 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和5年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 28 号

令和 5 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和5年度久喜市下水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第29号

久喜市借楽荘条例の一部を改正する条例

久喜市借楽荘条例(平成22年久喜市条例第129号)の一部を次のように改正する。
第1条中「及び老人デイサービスセンターを併設する老人福祉施設」を削る。
第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 借楽荘は、法第11条第1項第1号の規定による措置を必要とする者及び市長が特に必要と認める者への入所による養護に関する事業(以下「養護老人ホーム事業」という。)を行う。

第4条第2項を削る。

第5条第2項を削る。

第6条第1項中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改め、同条第2項中「前条第1項第2号」を「前条第2号」に改める。

第9条第2項を削る。

第10条第2項を削る。

第11条中「前条第2項」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の久喜市借楽荘条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定により指定管理者が行った旧条例第3条第2号に規定する老人デイサービス事業に係る旧条例第10条及び第11条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の久喜市借楽荘条例の規定に基づく指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市借楽荘における、老人デイサービス事業を廃止するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市教育集会所条例及び久喜市教育集会所運営委員会条例の一部を改正する条例

(久喜市教育集会所条例の一部改正)

第1条 久喜市教育集会所条例(平成22年久喜市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条の表久喜市内下集会所の項を削る。

(久喜市教育集会所運営委員会条例の一部改正)

第2条 久喜市教育集会所運営委員会条例(平成22年久喜市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第1条中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会(以下「委員会」という。)」に改め、「及び久喜市内下集会所運営委員会(以下これらを「委員会」という。)」を削る。

第3条第2号中「地区」を「地域の」に改める。

第4条中「久喜市野久喜集会所運営委員会」を「委員会」に、「13人以上とし、久喜市内下集会所運営委員会の委員の定数は、15人」を「17人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「野久喜集会所運営委員会」を「教育集会所運営委員会」に改め、同表内下集会所運営委員会の項を削る。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市内下集会所を廃止することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を

提出するものであります。

議案第 3 1 号

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第289条の規定により、令和6年3月31日をもって久喜宮代衛生組合の共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥(粗大ごみを除く)の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合が共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥(粗大ごみを除く)の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

久喜宮代衛生組合同規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合同規約(昭和36年指令地第1714号)の一部を次のように変更する。
第3条第1項中第1号を削り、同項第2号中「塵芥」の次に「の処理」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 塵芥(粗大ごみに限る)の収集運搬に関する事務

第3条第2項を削る。

本則に次の1条を加える。

(事務の承継等)

第15条 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については組合市町の協議により別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までに久喜宮代清掃センターに搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。

久喜宮代衛生組合の財産処分を次のとおり定める。

1 久喜市に無償譲渡する財産

建物					その他
	名称	所在地	床面積	構造	
1	八甫清掃センター し尿処理施設 (し尿処理棟)	久喜市八甫 2525番地	2,410.63㎡	鉄筋コンク リート造 2階建	付属する設 備及び物品 一式を含む
2	八甫清掃センター し尿処理施設 (倉庫)	久喜市八甫 2525番地	8.40㎡	鉄骨造 平屋建	

議案第 3 2 号

北本地区衛生組合の規約の変更及び財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第289条の規定により、令和6年3月31日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和6年4月1日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合格約の変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和6年3月31日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和6年4月1日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合格約の変更並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

北本地区衛生組合の規約の変更に伴う財産処分について

規約変更前の組合におけるすべての財産は、規約変更後の組合が承継するものとする。

なお、精算が必要となる場合においては、事務の承継の例によるものとする。

議案第 3 3 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
栗橋277号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北二丁目	
栗橋278号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北二丁目	
栗橋279号線	久喜市栗橋北二丁目	久喜市栗橋北二丁目	

令和 5 年 8 月 3 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第9号

継続費精算報告について

令和4年度久喜市水道事業の継続費に係る本町浄水場監視設備及び配水設備更新工事及び森下浄水場配水ポンプ設備更新工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和4年度久喜市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績				比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	本町浄水場 監視設備及び 配水設備更新 工事	3	円 28,380,000	円 0	円 0	円 28,380,000	円 0	円 0	円 0	円 28,380,000	円 0	円 0	円 28,380,000	
			4	482,064,000	0	0	482,064,000	408,100,000	0	0	408,100,000	73,964,000	0	0	73,964,000
			計	510,444,000	0	0	510,444,000	408,100,000	0	0	408,100,000	102,344,000	0	0	102,344,000
		森下浄水場 配水ポンプ設 備更新工事	3	18,480,000	0	0	18,480,000	1,287,000	0	0	1,287,000	17,193,000	0	0	17,193,000
			4	166,320,000	0	0	166,320,000	164,252,000	0	0	164,252,000	2,068,000	0	0	2,068,000
			計	184,800,000	0	0	184,800,000	165,539,000	0	0	165,539,000	19,261,000	0	0	19,261,000

報告第10号

令和4年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	(11.71)
連結実質赤字比率	－	(16.71)
実質公債費比率	4.3	(25.0)
将来負担比率	－	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 将来負担額を充当可能財源等が上回ったことから、将来負担比率については、「－」を記載しています。
- 3 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

土地区画整理事業特別会計	－	(20.0)
水道事業会計	－	(20.0)
下水道事業会計	－	(20.0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 9 6 号
令 和 5 年 8 月 8 日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市監査委員 菊 地 雅 之
久喜市監査委員 岡 崎 克 巳

財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

令和4年度 財政健全化審査意見

審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率

3 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月8日まで

6 審査の結果

別紙のとおり

別紙

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.71
② 連結実質赤字比率	—	—	16.71
③ 実質公債費比率	4.3	5.1	25.0
④ 将来負担比率	—	3.4	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.71%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の16.71%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は4.3%となっており、前年度より0.8ポイントの減少となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されなかった。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和4年度 経営健全化審査意見

第1 審査の概要

1 準拠基準

久喜市監査基準

2 審査の対象

令和4年度決算に基づく以下の会計の資金不足比率

(1) 久喜市土地区画整理事業特別会計

(2) 久喜市水道事業会計

(3) 久喜市下水道事業会計

3 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、証憑突合、計算突合、質問等の手法を用いて審査を実施した。

5 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月8日まで

6 審査の結果

別紙1から別紙3までのとおり

別紙 1

令和 4 年度久喜市土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）

審査の結果

（1） 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

（2） 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

（3） 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

令和 4 年度久喜市水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

令和 4 年度久喜市下水道事業会計

審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和 4 年度	令和 3 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

報告第 1 1 号

専決処分の報告について（久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第188号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和 5 年 8 月 3 0 日 提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和5年8月16日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市災害派遣手当等の支給に関する条例(平成22年久喜市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

報告第12号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 455,142 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和5年5月7日午前11時40分頃に久喜駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキから錆片が落下し、直下に停車していた車の天井に当たり破損させた。

令和5年7月19日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第13号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 42,350 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事故の概要

令和5年5月11日午後3時頃、久喜市栗原2丁目地内の本郷児童公園において、職員が肩掛式刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、相手方宅の窓ガラスを破損させた。

令和5年7月10日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第14号

賃貸借契約の締結の報告について（久喜市本庁舎仮設会議室棟賃貸借）

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例（平成29年久喜市条例第20号）第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 契約の名称 | 久喜市本庁舎仮設会議室棟賃貸借 |
| 2 | 契約の目的 | 久喜市本庁舎の会議室が不足していることから、別棟の会議室棟を増築することにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 | 契約の金額 | 86,674,500円
（月額1,019,000円、最終月のみ1,078,500円） |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区下町2-55
明邦下町ビルNo. 18 4F
郡リース株式会社 埼玉支店
支店長 小倉 多津美 |
| 6 | 契約締結の年月日 | 令和5年7月14日 |
| 7 | 契約の期間 | 令和5年7月14日から令和13年3月31日まで |

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

報告第15号

債権の放棄について

久喜市債権管理条例(平成27年久喜市条例第29号)第16条第1項の規定により、債権を放棄したので、同条第2項の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 債権の名称 | 自立支援給付費等の不正請求に係る損害賠償金・遅延損害金等 |
| 2 放棄した債権の額 | 66,615,935円 |
| 3 放棄した事由 | 久喜市債権管理条例第16条第1項第5号 |

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅田修一